

児童育成手当新規申請の受け付けを開始します

児童育成手当は5月申請以降、令和2年度(平成31年中)の所得を対象に審査を行います(左表参照)。児童育成手当(育成手当)の支給対象に該当する方は、早く申請してください。

手当は、申請した月の翌月分から支給の対象となります。申請は随時受け付けます。

令和2年度(平成31年分)児童育成手当所得制限限度額表

扶養親族等の人数	所得額
0人	360万4,000円未満
1人	398万4,000円未満
2人	436万4,000円未満
3人	474万4,000円未満
4人	512万4,000円未満
5人	550万4,000円未満
5人以上1人増すごとに加算する金額	38万円
同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族1人につき加算する金額	10万円
特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき加算する金額	25万円
所得から控除する金額	
社会保険料相当額(一律)	8万円
寡婦(夫)、障害、勤労学生控除	27万円
特別の寡婦控除	35万円
特別障害者控除	40万円
雑損、医療費、小規模企業共済掛金控除	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額

ていますが、申請が遅れた場合、遅れた月数分の手当が受けられませんので、5月中に児童青少年課(市役所2階)へ申請してください。

【支給対象】次の児童を扶養している方

◎**育成手当** 次のいずれかに該当する18歳到達後の最初の3月末日までの児童が婚姻を解消▼父または母が死亡▼父または母が生死不明▼父または母が1年以上遺棄している▼父または母に保護命令が発令されている▼父または母が1年以上拘禁されている▼母が婚姻によらず懐胎し、父に養育されていない▼父または母に重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度)

◎**障害手当** 次のいずれかに該当する20歳未満の児童

身体障害者手帳1・2級程度▼愛の手帳1〜3度▼脳性まひ、または進行性筋萎縮症

【支給金額】育成手当11月額1万3500円▼障害手当11月額1万5500円

※いずれも児童1人当たりの金額。

【必要書類】①認め印②銀行口座の分かるもの③請求者および児童の戸籍簿本(障害手帳)

が生死不明▼父または母が1年以上遺棄している▼父または母に保護命令が発令されている▼父または母が1年以上拘禁されている▼母が婚姻によらず懐胎し、父に養育されていない▼父または母に重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度)

◎**障害手当** 次のいずれかに該当する20歳未満の児童

身体障害者手帳1・2級程度▼愛の手帳1〜3度▼脳性まひ、または進行性筋萎縮症

【支給金額】育成手当11月額1万3500円▼障害手当11月額1万5500円

※いずれも児童1人当たりの金額。

【必要書類】①認め印②銀行口座の分かるもの③請求者および児童の戸籍簿本(障害手帳)

体罰等によらない子育てのために



児童相談所への相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。「しつけのために子どもをたたく」とはやむを得ない」という意識で、しつけの名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待をひき起こすこともあります。こうしたことも踏まえ、元年6月に成立した児童福祉法の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、4月1日から施行されました。

体罰の例

しつけのためでも体に何らかの苦痛や不快感を引き起こす行為は「どんなに軽

体罰が子どもに与える悪影響

体罰は、子どもの健やかな成長・発達を阻害する可能性があります。また、子どもには暴力などから守られる権利が保障されているので、体罰は子どもの権利

子どものかかわり方の工夫

①子どもの気持ちを受け止める肯定的な言葉で伝えましょう。

②どうしたらいいかを聴き、子どもと相談しましょう。

保護者自身の工夫

時間や心に余裕がない時

子育てはいろいろな人の力と共に

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。子どもを育てる上では、周りの支援を受けることも必要です。市が提供している子育て支援サービスも積極的に活用しましょう。少しでも困ったことがあれば、市の子ども家庭支援センターや健康課にご連絡ください。詳しくは子ども家庭支援センター ☎471・0910 または健康課保健サービス係 ☎477・0022 へ。

2年度軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「2年度軽自動車税(種別割)」の納税通知書を5月11日(月)に発送します。通知書に記載されている金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。

詳しくは課税課市民係 ☎470・7777(内線2331・2332)へ。

市税などの納付にご協力ください

2年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限は下表の通りです。納付にお困りのときは病气・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、できるだけ早めに納税課(市役所2階)にご相談ください。詳しくは納税課 ☎470・7730 へ。

令和2年度 納期一覧表

	固定資産税 都市計画税	市・都民税 普通徴収	国民健康保険税 介護保険料	軽自動車税	後期高齢者 医療保険料
1期	6月1日	6月30日	7月31日	6月1日	7月31日
2期	7月31日	8月31日	8月31日		8月31日
3期	12月25日	11月2日	9月30日		9月30日
4期	3月1日	2月1日	11月2日		11月2日
5期			11月30日		11月30日
6期			12月25日		12月25日
7期			2月1日		2月1日
8期			3月1日		3月1日
9期			3月25日		

施策成果等 アンケート調査 4月中の実施の見送りについて

広報4月15日号5面に掲載した「施策成果等アンケート調査」について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などを考慮して判断し、決まり次第、市ホームページでお知らせします。ご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは行政管理課 ☎470・8031 へ。

表1 原動機付自転車・二輪車および小型特殊自動車等

区分	税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車等(125cc超250cc以下)	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用のもの	2,400円
	その他	5,900円

表2 三輪および四輪以上の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた日(自動車検査証の「初度検査年月」の日付)によって税率が変わります。

区分	税率					
	平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	新規登録後13年超(経年重課)※			
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

表3 グリーン化特例

平成31年4月~令和2年3月に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車環境負荷の小さいものについては、令和2年度に限り税率が軽減されます。詳しい適用条件については市ホームページをご覧ください。

区分	税率					
	おおむね25%軽減	おおむね50%軽減	おおむね75%軽減			
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円
			自家用	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物用	営業用	2,900円	1,900円	1,000円	
		自家用	3,800円	2,500円	1,300円	
	三輪		3,000円	2,000円	1,000円	

